

Q8 訴訟リスクについて教えてください

A8

例えば、あらかじめ職務発明の法人帰属を定めていない場合、特許出願をする際に、従業員(発明者)から「特許を受ける権利はわたしのものだ」と主張され、帰属をめぐる争いになる場合があります。

また、特許を受ける権利が会社に帰属し適切に出願された場合でも、「見返りとしての相当の利益が不十分である」として、従業員(発明者)から追加の支払いを求められることがあります。

これらの争いは、あらかじめ法人帰属と「相当の利益」を規定で適切に定めていれば、防げる可能性があります。

職務発明をめぐる訴訟例

青色LED事件(発明者補償事件)東京地裁H16.1.30

